

令和3年度事業報告

I はじめに

新型コロナウイルス感染症の波が収束する気配がない中で、令和3年度の当会の事業執行状況を振り返ってみると、令和2年度に引き続き、会議運営、研修会や相談会の開催など、それぞれにおいて感染状況に対応しながら試行錯誤を繰り返して進めてきたと言えるが、このような苦境を乗り切れたのは、ひとえに、理事をはじめとする役員の努力と事務局の支えがあったからであり、まずはご尽力に感謝したい。

会を運営するにあたり常に意識したことは、さまざまな情報を的確に時事の状況に合わせて会員に対して発信し、会全体において情報共有を図ることであり、広報部及び総務部や事務局の協力により、岐司だよりを毎月発行するだけでなく、その内容も充実したものとなった。このような地道な活動が会の一体感や帰属意識の向上に繋がり、この帰属意識の向上は、結果的に各会員の司法書士業務においても良い影響を及ぼすことから今後も出来る限り継続したい。

令和3年度の事業目標として掲げたのは「相続登記への対応」と「使命規定に基づく市民の権利擁護」であるが、前者については、引き続き長期相続登記等未了土地解消作業の受託対応、司法書士による電話無料相談、相続登記相談センターの相談などを受け皿として行ったが、やはり、面談による相談活動が制限されている中では、充実した活動であったとは言い切れない。又、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律」が成立したことを受けて、市民に対して、相続登記の義務化など新たな制度の周知を図るための広報活動も同様であり、次年度において実現させていきたい。

事業目標の后者については、「人権擁護委員会」を立ち上げて委員会を開催したが、委員会自体の周知が不十分であったため、活動としては低調であり、委員会のあり方や開催方法などについて今後改めて検証を行うが、方向性としては委員会を一つの会員交流のツールとなるような委員会へと成長させていき、人権の擁護を通じて会への帰属意識の向上へと繋げたい。

令和3年度の事業執行を通じて浮き彫りとなった課題としては、会議システムや研修会開催におけるシステムの構築である。役員や部員等の負担においてこれらのシステムを構築して維持していくことは非常に負担であり、外部委託に頼ればコストを意識しなければならないが、Webを利用したシステムは会員に対して大いなる利便性をもたらしていることは間違いではなく、この利便性と一部会員の負担やコストをどのようにバランスをとるのが難しく、継続して検討していく必要がある。もう一つの課題としては、司法書士会館を今後どうするのか、という課題である。これまでされてきた理事会等での議論として会館は再建せず、出来る限り現状を維持した上で耐用年数が近くなった時

点で取り壊し、会館は賃貸物件とするという方向性であったが、取り壊しにかかる原資やその後の土地処分と移転先の選定など、方向性が実現可能であるのかという前提の検証から、実現させるための具体的な案が検討されておらず、会館の運営をどのようにしていくのかは、未来のために早急に検討して計画を立てなければ、間に合わない課題である。

総括としては以上であり、各重点事業に関する具体的報告は以下のとおりである。

II 事業目標達成するための重点項目

令和3年度は、次の4つの重点項目に基づいて各種の重点事業に取り組んだ。

- 1 法的サービスの市民への提供事業（相続登記相談を柱とする）
- 2 改正民法及び不動産登記法の施行に対応する事業
- 3 制度改正及び司法書士業務を充実する事業
- 4 コロナ禍における研修会、相談会等の体制の変革

III 重点事業

1 法的サービスの市民への提供事業（相続登記相談を柱とする）

(1) 相続登記相談センターの運用

相続登記相談センターの市民への周知のための広報活動
(地方TV局等メディアを利用した広報活動)

- ・日司連の相続登記促進事業に対応するため、昨年引き続き「相続登記相談センター」を設置し、相続専用ダイヤルを設け第2日曜日に電話相談事業を行った。

上記の相談業務に関する市民に対する告知方法として、新聞広告以外にインターネットを活用した広告を行った。

- ・電話相談、面談相談、Webによる相談（TV電話等）相談方法の検討
同種の相談会同様、受付方法、面談以外の相談方法、相談員の報告等について、インターネットを活用した改革について検討した。
- ・全国統一予約ダイヤルの対応について検討した。

(2) 総合相談センターの活用とその運営

- ・相続登記相談センターとの棲み分け

「相続登記相談センター」、「司法書士による電話無料相談」、「総合相談センター」における整理統合について検討した。

コロナ禍により一部休止中の総合相談センターに替わる相談窓口として、昨年引き続き「司法書士による電話無料相談」を設置し、専用ダイヤル2回線により毎週木曜日と第4日曜日に電話相談事業を行った。

総合相談センターにおける面談相談再開に向け、センター長会議等におい

て検討した。

- ・電話相談、面談相談、Webによる相談（TV電話等）相談方法の検討
- ・予約方法の検討

上記2点について、「相続登記相談センター」同様、総合相談センターにおける受付方法、面談以外の相談方法、相談員の報告等について、インターネットを活用した改革について検討した。

- ・感染症等の理由により面談相談が不可能の場合の対策等について検討した。

（3）法教育活動の体制の検討

- ・高校生を対象とした、いわゆる「学校へ行こう」事業を継続し、県下10校において講義を実施した。
- ・コロナ禍における法教育活動の見直しについて検討した。
- ・成年年齢引下げへの対策と消費者問題の周知に関する事業及びその方法について検討した。

（4）ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応

- ・岐阜県の多重債務無料相談へ相談員を派遣した。
- ・岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に参画した。
- ・「消費者問題懇談会」等に参加し情報交換・情報提供の機会を設けた。

2 改正民法及び不動産登記法等の施行に対応する事業

（1）改正民法への対応

- ・相続登記義務化，所有権放棄等についての改正への対応
令和3年8月28日（土）に研修会を開催した。

（2）改正不動産登記法への対応

- ・令和3年8月28日（土）に研修会を開催した。

（3）商業法人登記改正への対応

- ・令和4年2月26日（土）に研修会を開催した。

3 制度改正及び司法書士業務を充実する事業

（1）成年後見制度利用促進計画への対応

- ・リーガルサポート岐阜県支部と協調・連携し、市町の成年後見制度利用促進にかかる中核機関設置に向けた協議会に会員を推薦した。

（2）裁判手続のIT化への対応

- ・法制審議会民事訴訟法（IT化関係）日司連バックアップ会議に参加した。

（3）財産管理業務等への取組みの強化

- ・財産管理人名簿管理委員会において財産管理人名簿の維持管理、有効利用について検討した。
- ・現行の各規程を廃止し、新たに財産管理人候補者名簿登載規程、財産管理人候補者名簿運用規程を制定した。

(4) 行政機関との連携

- ・市町において設置される空き家対策協議会へ会員を推薦した。
- ・成年後見制度利用促進基本計画による行政機関との連携について、リーガルサポート岐阜県支部と連携して情報収集した。

4 コロナ禍における研修会、相談会等の体制の変革

(1) 研修会の体制の検討

- ・感染症等の理由により集合研修が不可能の場合の対策の確立
zoom を利用した同時配信研修を 2 回実施し、会員各自が事務所等で受講できるようにした。また、集合研修を 1 回実施し、後日 Youtube により配信し、視聴できるようにした。
- ・Web 研修機材並びにその設定の問題の解決
ノートパソコン購入代金を各支部に配分した。また、配信研修の設定を一部業者に委託し負担の軽減を図った。

(2) 相談会の体制の検討

- ・インターネット予約について検討した。

(3) 事務局体制の検討

- ・担当役員が事務局職員へヒヤリングを行い、役員及び職員間のコミュニケーションを図り、職員が働きやすい環境作りを検討した。
- ・コロナ禍においても、事務局運営が継続可能となるべく、当会におけるガイドラインを策定した。